

被災物件に対する損失補てん明細書

(課税物件被災確認申請書 付表)

[illegible]

- 注意 1 この明細書は、被災課税物件の損失が保険金、損害賠償金等により補てんされた場合に、課税物件被災確認申請書(CC2-3014)に添付して提出してください。
- 2 「被保険物件の内訳」欄には、納税義務者の異なるごとに、課税物件とその他の物件（保険に付した建物、什器、商品等）との区分により、その名称を記載してください。
- 3 「②被保険物件の価額」欄には、取扱商品については仕入価額を、その他の物件については時価を、それぞれ記載してください。
- 4 「②」及び「③」欄には、納税義務者別に合計したものについて計算した金額を記載してください。